

政令第三百三十七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の四ただし書中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

第二十条の二の二十六第一項中「第二十条の二の十九」を「第二十条の二の二十」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条第五項中「第二十条の二の二十六第三項」を「第二十条の二の二十七第三項」に改め、同条第八項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十七とする。

第二十条の二の二十五第二項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十六とする。

第二十条の二の二十四第三項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改

め、同条を第二十条の二の二十五とし、第二十条の二の二十三を第二十条の二の二十四とし、第二十条の二の二十二を第二十条の二の二十三とし、第二十条の二の二十一を第二十条の二の二十二とする。

第二十条の二の二十第一項中「第二十条の二の十七第一項」を「第二十条の二の十八第一項」に、「第二十条の二の二十四第二項、第二十一条の九第一項」を「第二十条の二の二十五第二項、第二十一条の十第一項」に、「第二十条の二の二十四第二項、第二十条の二の二十六、第二十一条の九」を「第二十条の二の二十五第二項、第二十条の二の二十七、第二十一条の十」に改め、同条第五項中「第二十条の二の二十二第一号」を「第二十条の二の二十三第一号」に改め、同条を第二十条の二の二十一とし、第二十条の二の十九を第二十条の二の二十とし、第二十条の二の十八を第二十条の二の十九とする。

第二十条の二の十七第一項中「第二十一条の五第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五第二項」を「第二十一条の六第二項」に改め、同条を第二十条の二の十八とし、第二十条の二の十六を第二十条の二の十七とし、第二十条の二の十五の次に次の一条を加える。

(特許権等の譲渡等による単年度損益の算定の特例)

第二十条の二の十六 法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場

合において、同項各号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする。

第二十一条の九第一項中「第二十一条の五第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条第三項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条を第二十一条の十とし、第二十一条の八を第二十一条の九とし、第二十一条の四から第二十一条の七までを一条ずつ繰り下げ、第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(特許権等の譲渡等による所得の算定の特例)

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項各号の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第五十九条の三第一項第二号に規定する所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上同号に規定する所得の金額とされた額とする。

第二十三条第二項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改める。

第五十六条の二十二ただし書中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。

附則第六条を附則第五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(払込資本の額)

第六条 法附則第八条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される法第七十二条の二第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額との合計額とする。

附則第六条の二第一項中「第二十条の二の二十二第一号」を「第二十条の二の二十三第一号」に改め、同条第六項中「附則第九条第十五項」を「附則第九条第十六項」に改め、「同条第十三項」の下に「又は第十四項」を加え、「同項に」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第九号に」に改め、同条第七項中「第二十条の二の二十第三項」を「第二十条の二の二十一第三項」に改め、同条第八項中「附則第九条第十八項」を「附則第九条第十九項」に改め、同条第九項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第二十項」に改め、同条第十項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十一項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同条第十二項中「附則第九条第二十二項」を「附則第九

条第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第十三項中「附則第九条第二十四項」を「附則第九条第二十五項」に改める。

附則第十条の二の二第十一項を同条第十二項とし、同条第一項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の二の七第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

### （軽油引取税に関する経過措置）

2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条の二の七第二項において準用する旧法第四百四十四条の二十一第一項又は第二項の規定により交付を受けた免税証又は免税軽

油使用者証（この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第一項に規定する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係るものに限る。）に係るこの政令による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十条の二の二第八項において準用する旧令第四十三条の十五第四項又は第十項に規定する有効期間が施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和七年三月三十一日に満了したものとみなす。

## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、軽油引取税の課税免除の特例の対象とならない船舶を定める等の必要があるからである。